

# 川崎市立井田病院深夜時間帯におけるタクシーチケットの利用に関する要綱

平成21年10月 1日

21川井病庶第1283号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、井田病院職員（以下「職員」という。）による深夜時間帯のタクシーチケットの利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいう。
- (2) タクシーチケット 川崎市とタクシー事業者との間において締結するタクシーの借上げ契約（病院局に係る契約に限る。）に基づきタクシー事業者が発行するタクシーの乗車券をいう。

(利用基準)

第3条 職員が、深夜時間帯にタクシーチケットを用いてタクシーを利用することができる場合は、次に掲げるときとする。

- (1) 川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別表第1に該当する職員が、タクシー以外の交通機関の利用ができない時間帯に帰宅する場合。
- (2) その他庶務課長が必要と認めるとき。

(管理)

第4条 庶務課長は、タクシーチケット受払簿（第1号様式）及びタクシー乗車報告書兼タクシーチケット払出報告書（第2号様式）を備え、紛失、盗難、不正使用等の事故が発生しないよう厳重に管理しなければならない。

2 庶務課長は、警備室におけるタクシーチケット等についても、紛失、盗難、不正使用等の事故が発生しないよう厳重に管理しなければならない。

(利用方法)

第6条 タクシーを利用する職員は、井田病院院内保安警備業務委託職員（以下「警備員」という。）にタクシーの手配を電話等で依頼しなければならない。

2 警備員は、前項の依頼が第3条に適合すると確認できた場合は、タクシー事業者へタクシーの配車を依頼し、タクシーチケットに前項の職員の所属及び氏名並びに行き先等の必要事項を記入の上、当該タクシーチケットを当該職員に交付するものとする。

3 前項の規定によるタクシーチケットの交付を受けた職員（以下「利用者」という。）は、タクシーの利用を終了した際に、当該タクシーのタクシメーターを確認の上、当該タクシーチケットに料金、乗車区間等の必要事項を記入し、当該タクシーの運転者に交付するものとする。

また、タクシーチケットに記されているタクシー利用限度額を超える料金の場合は、当該タクシーチケットには利用限度額を記載し、不足する料金は利用者が負担するものとする。

4 警備員は、タクシーの利用詳細についてタクシー乗車報告書兼タクシーチケット払出報告書（第2号様式）に記し庶務課長に報告するものとする。

5 利用者は、公務の変更その他の理由によりタクシーチケットを利用する必要が無くなったときは、直ちに警備員若しくは庶務課長へ当該タクシーチケ

ットを返還しなければならない。

(料金の支払)

第7条 庶務課長は、タクシー借上げ契約に基づきタクシー事業者から料金の請求を受けた場合は、当該請求に係る書面に添付された使用済みのタクシーチケットの内容等を精査の上、1箇月ごとに支払手続を行うものとする。

(その他)

第8条 その他この要綱の施行について必要な事項は、井田病院事務局庶務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

## 制 定 理 由

井田病院職員による深夜時間帯のタクシーチケットの利用について必要な事項を定めるため、この要綱を制定するものとする。